

令和7年7月17日

3年生・卒業生のみなさま

倉吉東高等学校
事務室・奨学金担当

長谷育英奨学生の募集について(連絡)

標記について下記のとおり案内がありました。ついては、希望する場合は本校担当に申し出てください。

記

1 応募資格

- ・奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き鳥取県内に住所を有する者の子等であること。
- ・3年生は2年時の、既卒生は3年時の学業成績の平均値が3.5以上であり、品行方正であること。
- ・他の奨学資金との併願は可能であるが、進学後に他の貸与奨学資金と併用しないこと。（日本学生支援機構・鳥取県育英奨学資金など）。ただし、給付型の奨学金との併用は可とする。
- ・申請者の属する世帯の年間所得が、募集要項の【別表1】の所得基準を下回ること。

2 募集人員

15人

3 貸与額

(1) 奨学金（無利子）

月額40,000円、55,000円、65,000円から選択。

ただし、月額65,000円は自宅外通学生に限る。

(2) 入学時奨学一時金（無利子）

第1学年の入学月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の月額に30万円を増額して貸与を受けることができる。（入学一時金のみの貸与は不可。）

4 応募について

- (1) 申請を考えている生徒並びに卒業生は、**8月29日（金）午後4時まで**に、事務室奨学金担当から申請資料等を受け取ってください。
- (2) 提出書類は、必要なものをすべて揃えて、**9月30日（火）正午まで**に提出してください。間に合わない場合は推薦することができませんのでご注意ください。
- (3) 申請書等は県のホームページにて閲覧、ダウンロードすることもできますが、申請には学校の推薦調書が必要です。推薦調書作成のためにも、希望者は8月29日（金）までに必ず奨学金担当に申し出てください。

【担当】事務室 田中

電話 0858-22-5205

【別表 1】

所得基準額表

区 分		令和6年分所得	備 考
世 帯 人 員	1 人	6 7 8 万円	世帯人員が7人を超える場合は、 1人増すごとに20万円を加算する。
	2 人	7 8 2 万円	
	3 人	8 2 8 万円	
	4 人	8 5 5 万円	
	5 人	8 8 2 万円	
	6 人	9 0 2 万円	
	7 人	9 2 2 万円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表2の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【別表 2】

特 別 控 除 額 表

特 別 の 事 情		特 別 控 除			
A 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	(1) 一人親世帯	49万円			
	(2) 本人以外の就学者が いる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)	小 学 校		8万円	
		中 学 校		16万円	
				自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
		高 等 学 校	国 公 立	28万円	47万円
			私 立	41	60
		高等専門学校	国 公 立	36	55
			私 立	60	80
		短期大学・大学	国 公 立	59	102
			私 立	101	144
		専 修 学 校	高等課程	国 公 立	17
	私 立			37	46
	専門課程		国 公 立	22	62
			私 立	72	112
	(3) 障がい者のいる世帯 1人につき	障がい者に該当する者 (申請書添付資料：障がい者手帳、療育手帳等の写し等)			86万円
	(4) 長期療養者のいる 世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：令和6年中の診療費領収書の写し)			
(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額（住居費・光熱水費に限る） ただし、71万円を限度とする。 (申請書添付資料：令和6年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)				
(6) 火災・風水害・盗難 等の被害を受けた 世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生 産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増 または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類および将来長期にわたって支出 増または収入減になると思われる年額の見積書)				
B 申請者本人を対象とする 控除（本人のみが対象）		59万円			

備考：A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、
それらの特別控除額を併せて控除することができる。